

令和6年度事業報告

I. 一般会務報告

一、薬事関係業態事項(令和5年度衛生行政報告例による)

薬局	62828	(立入検査施行施設数	28215)	
店舗販売業	29371	(”	11201)
薬種商販売業	32	(”	58)
配置販売業	4611	(”	184)
配置従事者	10000	(”	14)
卸売販売業	12381	(”	3793)
特例販売業	498	(”	143)

登録販売者数 406,687 令和6年度までの登録販売者試験累計合格者数
(薬事日報社調べ)令和6年度合格者数 24845

平成21年度薬種商数 12,140(平成21年12月3日厚生労働省薬事関係業態数調)

平成21年度全薬協会員数 10,017

※各都道府県の当初の合格発表後、これまでに取消等になった合格者が除かれており、都道府県の当初発表と異なる可能性がある。また、同様の理由により、以後合格者数が変動する可能性がある。

二、各会議報告並びに文書連絡事項

全薬協発 第1号～第19号

全薬協役発 第1号～第4号

全薬協委発 第2号

三、主たる会議・議題

1. 常務理事会 1回

【第1回】令和6年4月24日(水) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議題 》

(一) 審議事項について

① 令和5年度事業報告(案)の承認について

② 令和5年度決算(案)の承認について

③ 定時社員総会開催日程等について

(三) その他

2. 理事会 2回

【第1回】令和6年4月24日(水) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議題 》

(一) 審議事項について

① 令和5年度事業報告(案)の承認について

② 令和5年度決算(案)の承認について

③ 定時社員総会開催日程等について

(二) 報告事項

職務執行状況について
(三)その他

【第2回】令和7年2月12日(水) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議 題 》

(一)審議事項について

- ① 令和7年度事業計画(案)の承認について
- ② 令和7年度収支予算(案)について
- ③ 資金調達及び設備投資の見込みについて

(二)報告事項について

- ① 職務執行状況について
- ② 各ブロック会からの報告について
- ③ 令和7年度研修カリキュラムについて
- ④ 今後の日程について

(三) その他

3. 監査会 2回

【第1回】令和6年4月24日(水) 於全薬協

《 議 題 》

審議事項について

令和5年度決算監査について

【第2回】令和7年2月12日(水) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議 題 》

審議事項について

令和6年度中間決算監査について

4. 定時総会 1回

令和6年6月18日(火) 於全薬協 書面決裁

《 議 題 等 》

(一)議事進行について

議長 瀧山 長利

副議長 鍛冶 博明

(二)審議事項について

- ① 令和5年年度決算(案)の承認について

(三)報告事項について

- ① 令和5年度事業報告について
- ② 令和6年度事業計画について
- ③ 令和6年度収支予算について

(三) その他

5. 認定委員会 1回

【第1回】令和7年3月26日(水) 於ビジョンセンター浜松町

(一)審議事項について

- ① 令和6年度の生涯学習の受講状況について
- ② 令和7年度のカリキュラムについて
- ③ これまでの認定登録販売者について(認定証発行状況)
- ③ 今後の登録販売者の資質向上と問題点について

6. デジタル委員会 1回

【第1回】令和7年2月12日(水) 於全薬協

(一) 審議事項について

- ① 全薬協会員専用ホームページについて
- ② 追加的研修について

四、人 事 (敬称略)

都道府県名	新会長名	前会長名
富山県	池田 安隆	竹島 哲二
兵庫県	瀧山 長利	水谷 光伸

五、叙勲・褒章・厚生労働大臣表彰・その他の表彰(敬称略)(本部報告分)

1. 叙 勲

旭日双光章 油谷 博文 (鳥取県)

2. 厚生労働大臣表彰

山田 米三 (岐阜県)

増田 鮎子 (奈良県)

3. 知事表彰・功労者表彰

橋本 育子 (京都府)

前川 敏子 (京都府)

仲嶋 直樹 (奈良県)

森口 美智子(奈良県)

狩谷 浩一 (奈良県)

田所 周子 (高知県)優良薬店表彰

六、会員物故者(本部報告分)合計 7名

福島県 1名 富山県 1名 三重県 1名

大阪府 1名 兵庫県 2名 鳥取県 1名

七、災害関係事項(敬称略)(本部報告分)

本年度報告なし

II. 目的及び事業(定款第3条、第4条)

本協会は、登録販売者の倫理的及び職能的水準を高めるとともに、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に貢献し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

1. 登録販売者の職能の向上及び薬業の発展に関する事業

2. 薬事に関する講習会、研修会などの開催に関する事業
3. 薬事情報の収集及び伝達に関する事業
4. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に関する事業
5. 機関紙及び薬事関係図書の刊行と斡旋に関する事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要なる事業

Ⅲ. 令和6年度重点事業概要

上記目的及び事業並びに事業計画に基づき、本年度は次の2点の公益事業を軸に以下の各事業を実施した。

1. 登録販売者研修支援・活性化事業及び研修認定登録販売者事業
2. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及啓発事業

重点事業1の事項

一、「令和6年度登録販売者生涯学習研修実施要項」の作成・配布

- ・令和3年7月30日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第133号。以下「研修省令」という。)が公布され、令和4年4月1日施行された。令和4年3月29日、新たな登録販売者の外部研修制度について、研修省令を踏まえた厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「登録販売者に対する研修の実施に係る取扱いについて(薬生総発 0329 第4号。以下「令和4年通知」という。)」が発出され、令和4年4月1日から適用された。
- ・令和5年3月31日、店舗管理者又は区域管理者要件に関して、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第61号)が公布。同年4月1日施行。当該改正内容を踏まえ、令和4年通知における研修の取扱いを一部改めた上で、「登録販売者の研修の実施要領(厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知(薬生総発 0331 第6号通知別添。以下「令和5年研修実施要領」という。))」が発出された。
- ・令和6年4月10日、登録販売者に対する研修の実施要領の一部改正の公布。別添、(医薬総発 0410 第4号厚生労働省医薬局総務課長通知。以下「改正後実施要領」という。)発出。同年4月11日適用。改正後実施要領は、令和5年研修実施要領につき、継続的研修及び追加的研修の実施方式に関し、その一部を改正するものである。外部研修実施機関である全薬協は、令和6年度において、この改正後実施要領に準拠した外部研修を実施した。

令和6年度 研修カリキュラム

講座	A 講座の内容と『今日のOTC薬 第5版』との対応
第1講座	<p>この症状、ストレスかも 【関連チャート】 動悸・息切れ：P109、不眠、いらいら、うつ：P104</p> <p>【解説】 P486 (強心薬)、P468 (催眠鎮静薬) 【成分作用・特徴】 P489 (強心薬)、P469 (催眠鎮静薬)</p>
第2講座	<p>『皮膚の痒み、肌荒れ』 【チャート】 「皮膚の痒み」：P67、「にきび・肌荒れ」：P73</p> <p>【解説】 P332 (湿疹・皮膚炎治療薬)、：P352 (虫刺され、痒み止め用薬)、P362 (しもやけ、ひび、あかぎれ用薬)、P532 (ビタミン剤)、：P550 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) 【成分作用・特徴】 P334 (湿疹・皮膚炎治療薬)、：P353 (虫刺され、痒み止め用薬)、P363 (しもやけ、ひび、あかぎれ用薬)、P534 (ビタミン剤)、：P552 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸)</p>
第3講座	特別講座 一般用医薬品の薬理学

	炎症と医薬品、神経伝達物質と医薬品など
第4講座	熱だ！風邪かも 【関連チャート】 喉の痛み：P12
	【解説】P122（解熱鎮痛薬）、P146（総合感冒薬）、P532（ビタミン剤）、P550（滋養強壮剤,ドリンク剤,カルシウム剤,アミノ酸） 【成分作用・特徴】P126（解熱鎮痛薬）、P152（総合感冒薬）、P534（ビタミン剤）、P552（滋養強壮剤,ドリンク剤,カルシウム剤,アミノ酸）
第5講座	口とノドの炎症や異常 【関連チャート】 喉の痛み：P12、口腔内の異常：P61
	【解説】P146（総合感冒薬）、P320（歯科・口腔用剤）、P532（ビタミン剤）、P550（滋養強壮剤,ドリンク剤,カルシウム剤,アミノ酸） 【成分作用・特徴】P152（総合感冒薬）、P322（歯科・口腔用剤）、P534（ビタミン剤）、P552（滋養強壮剤,ドリンク剤,カルシウム剤,アミノ酸）
第6講座	肩こり・筋肉痛、腰痛・関節 【関連チャート】 肩こり・筋肉痛：P48、腰痛・関節痛：P49
	【解説】P278（外用消炎鎮痛薬）、P122（解熱鎮痛薬）、P532（ビタミン剤）、P550（滋養強壮剤,ドリンク剤,カルシウム剤,アミノ酸） 【成分作用・特徴】P281（外用消炎鎮痛薬）、P126（解熱鎮痛薬）、P534（ビタミン剤）、P552（滋養強壮剤,ドリンク剤,カルシウム剤,アミノ酸）

二、継続的研修プログラム(研修カリキュラム及び到達度確認テスト等)を策定・配布提供・実施

- ・「令和6年度継続的研修実施要項」に基づいて策定した、登録販売者外部研修実施に必要な研修カリキュラム及び到達度確認テスト等を実施地方協会に配布した上で、実施地方協会に対して、当該実施要項に準拠した外部研修実施を依頼し、実施地方協会が継続的研修を実施した。

三、追加的研修プログラムを策定・追加的研修の実施

- ・「令和6年度追加的研修実施要項」に基づいて策定した研修カリキュラム・テキスト等を用い、改正後実施要領に基づく研修方式によって、追加的研修を実施した。

四、研修認定委員会の開催

- ・外部の学識経験者を含む委員によって構成される『登録販売者研修認定委員会』を開催し(令和7年3月26日)、実施地方協会に対して企画・提供する「研修実施要項」・「研修カリキュラム」・「到達度確認テスト」等の内容が登録販売者において学習するに適切なものであるように審査を受け、提言を頂いた。

五、研修認定登録販売者の認定

- ・認定に必要な研修受講単位を取得した者を認定登録販売者として認定証を発行した。

六、第57回全国統一薬事講習会の開催

- 実施期間 10月6日から3月16日(30道府県)
- 受講者数 集合1232名 通信1203名 合計2435名
- 講師 各都道府県薬務主管課担当者及び学識経験者
- 講義演題 一般用医薬品販売制度改正関係、薬事行政における最近の動向等

七、各地方協会が主催する薬事講習会への支援と参加

- 実施期間 随時
- 講師 各都道府県薬務主管課担当者及び学識経験者

八、厚生労働省の後援名義の使用に対する許可を受ける。

- ・全薬協生涯学習研修に関しては、厚生労働省から後援名義の使用につき許可を受けた。(年間2回)

重点事業2の事項

一、医薬品に関する最新適正情報の利用促進事業

1. 薬事制度に関する最新適正情報を収集・整理した上で、これを実施地方協会、会員、外部研修受講者等に提供。以下、内容の一部列挙。

- ① 法令遵守体制の確保に関する改正薬機法(令和元年法律第 63 号)の施行に係る薬事関係法規の令和 3 年 8 月 1 日施行分及びその関連通知等(「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」、「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドラインに関する質疑応答集(Q&A)」)に関する事項
- ② 「管理者省令(令和 3 年厚生労働省令第 132 号/関連通知:薬生発 0730 第 12 号・令和 3 年 7 月 30 日)」及びその関連通知等に関する事項
- ③ 「改正登録販売者制度(最終改正関連通知:薬生発 0329 第 5 号・令和 4 年 3 月 29 日)」に関する事項

二、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に関する広報運動の支援事業

- ① 国民のセルフメディケーションを積極的に推進するため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)より提供いただいた、一般用医薬品を正しく使用するための啓発資材 2 種のリーフレットの提供を受け、実施地方協会に配布した。
- ② 「薬と健康の週間」にあわせて、厚生労働省作成の活動実施のための啓発資材として、ポスター及びリーフレットの提供があり、これらを各地方協会にそれぞれ送付してOTC医薬品の正しい使い方についての運動を街頭などで展開していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭等で活動することが難しくなった。そのため啓発資材を、通信研修の資料とともに送り、各役員・会員の店頭での配布用として用いることにより、活動を継続して行った。
- ③ 薬物乱用防止啓発運動 麻薬・覚せい剤等の撲滅は社会的急務であり、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」等の啓発運動においても②同様、組織を挙げて協力し、全国で多くの会員が協力した。
- ④ 献血運動の推進 ②、③同様組織を挙げて協力は惜しまなかったが、新型コロナウイルス感染症拡大影響の恐れから活動を自粛するところが多かった。

三、機関誌「会報全薬協」第 639 号から第 640 号を発行し、最新適正情報を提供した。

四、法令遵守体制の確保に関する改正法への対応、管理者省令、改正登録販売者制度への対応

1. 法令遵守体制の確保に関する改正法への対応

・薬局開設者・医薬品販売業者の法令遵守に関するガイドラインの発出(薬生発第 13 号:令和 3 年 6 月 25 日)に伴う対策を講じた。上記ガイドラインは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 63 号)により、令和 3 年 8 月 1 日から、薬局開設者・医薬品販売業者等は、法令遵守体制の整備が義務付けられたことから、その具体的内容の指針を示すものである。法令遵守体制の整備措置として、指針・手順書・社内規程の作成・備置が必要となったことから、全薬協では、指針・手順書・社内規程モデルを作成し、配布した。

2. 管理者省令、改正登録販売者制度への対応

・「管理者省令(令和 3 年厚生労働省令第 132 号/関連通知:薬生発 0730 第 12 号・令和 3 年 7 月 30 日)」及びその関連通知等に関する事項及び「改正登録販売者制度(最終改正関連通知:令和 5 年厚生労働省令第 61 号・令和 5 年 3 月 31 日)」に関する事項については、会報全薬協に掲載し、その周知を図った。また、これを HP 上に公開した。

五、地域医療への貢献

・一般用医薬品の販売の専門家として地域の軽医療に貢献するために、医薬品の適正な情報を提供するとともに相談応需にも努めた。平成 28 年度施行の『地域包括ケアシステム』と登録販売者の関係につき、統一講習会の研修テーマとして取り上げ、その周知を図った。

六、薬業関係団体との協調

・医薬品の販売制度の改正に関して、公益社団法人日本薬剤師会を中心とした関係薬業団体や薬害被害者の関

係者等とも積極的に懇談の機会をもち、当面する諸問題の解決を図った。また、OTC医薬品販売の専門家の職能団体として、行政と連携し医薬品の適正使用に関する啓発や知識の普及等の事業を推進した。

その他の事業

一、日常業務に必要な薬事及び医薬品情報の収集と伝達

・薬機法施行に伴う法令の順守の為に、種々の研修を実施するとともに、「名札」「掲示物」「管理記録簿」「研修手帳」を、引き続き会員に配布した。セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)に関する情報の収集・提供・啓発に努めた。一般用医薬品の適正販売等を確保するための「指針及び手順書,社内規程」のモデルを示し、各会員に周知するよう地方協会に配布した。

二、図書等の斡旋 会員に必要・有益な薬事関係図書を選定し、各地方協会等を通じで斡旋した。

三、登録販売者のリスク対策 医薬品の販売時におけるミスやトラブルに対応するため保険会社と協議し、その内容を改訂し機関誌に掲載し加入促進に努めた。

四、会員の確保と組織の強化

公益社団法人に認定されたことにより、更なる財務の透明化、情報開示、ガバナンス(内部統治)の徹底を図ることにより、組織の拡充と強化を図り、新規入会者の加入促進に努めた。